

有田市ファミリー・サポート・センター事業報酬に関する基準

有田市ファミリー・サポート・センター会則第14条に係る利用料の基準を次のように定める。

1. 利用料の基準

平日(月～金)	7時～20時まで	1時間当たり	600	円
	20時～22時まで	1時間当たり	800	円
土・日・祝日 年末年始 (12/29～1/3)	7時～20時まで	1時間当たり	800	円
	20時～22時まで	1時間当たり	1,000	円

注1) 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなし、1時間を超えるものについては、15分単位で計算する。

注2) 同一世帯に属する二人の子供を預ける場合は、その合計満年齢が5歳以上を目途に、二人目を半額とする。

注3) 子どもの預かり時間は、子どもを引き取った時点にはじまり、引き渡した時点で終わるものとする。ただし、送迎を伴う場合には、サポート会員が自宅を出発した時間をスタートとする。

注4) 援助活動を取りやめた場合のキャンセル料は次のとおりとする。

- ①前日までの取りやめ 無料
- ②当日の取りやめ 利用料の半額
- ③無断での取りやめ 利用料の全額

2. 援助活動に伴う実費

交通費、食事代(ミルク代)、おむつ代等は利用会員が実費を負担するものとする。

3. 支払いの時期

利用料は、原則活動終了後、その都度利用会員がサポート会員に支払うものとする。